

## 富津市婚活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の少子化の要因となっている晩婚化、未婚化に対する取組として、婚活（結婚を望む独身の男女が行う結婚に向けた活動をいう。）を支援し、出会いの場を積極的に創出する事業を行う団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体等（以下「補助対象団体」という。）は、市内に事務所、事業所等の活動拠点を有する企業、団体等とする。

2 同一の補助対象団体に対する補助は、1会計年度につき1回とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、独身の男女が出会うための交流会、結婚を推進するための講習会等であって、当該事業への参加者のおおむね半数以上が市内に居住又は勤務する者であるものとする。ただし、企業が当該企業内の参加者のみを対象とする事業を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に規定する事業の実施に直接必要となる次の経費とする。ただし、参加者が消費し、負担すべきと認められる飲食代、賞品等の経費は除く。

項 目	種 類
謝 金	講師等への謝礼等（交通費及び弁当代を含む。）
消 耗 品 費	事業の実施に必要な物品（景品、記念品等を除く。）
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスター、資料の印刷費等
通 信 運 搬 費	郵便料、電話料、運搬料等
手 数 料	振込手数料等
保 険 料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、物品使用料、自動車借上料等
そ の 他	市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、30万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条各号に掲げるもののほか、補助対象団体の概要を示すものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象団体は、補助対象事業完了後、規則第10条に掲げる書類のほか、速やかに富津市婚活支援事業実施報告書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第8条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。